

8 特別支援学校自立教科等教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有している者は、当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法第17条の2、同法施行規則第64条)

授与を受けようとする免許状の種類		基礎資格		
特別支援学校自立教科教諭	一種免許状	理療	イ 特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業し、かつ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有していること。 ロ 医師免許を受けていること。	
		理学療法	イ 次に掲げる科目の単位を含めて計26単位以上修得し、かつ、理学療法士免許を有していること。 ① 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ② 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 8単位以上 ③ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 13単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る5単位以上を含む。） ④ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上	
		音楽	特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。	
		特殊技芸	美術	特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。
			工芸	
	被服			
	二種免許状	理療	特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学し、かつ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有していること。	
		理学療法	イ 次に掲げる科目の単位を含めて計16単位以上修得し、かつ、理学療法士免許を有していること。 ① 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ② 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 4単位以上 ③ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 7単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る3単位以上を含む。） ④ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上	
		音楽	特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと。	
		特殊技芸	美術	特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学したこと。
工芸				
被服				

(2) 次の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法第17条の2、同法施行規則第64条)

授与を受けようとする免許状の種類	基礎資格	在職年数	特殊教育に関する科目				計	
			免許法施行規則第7条表第一欄に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	特別支援教育領域に関する科目（心理等に関する科目）	当該教科に関する科目（備考3）		
特別支援学校自立教科教諭	一種免許状	理療	5	3 (いずれか1以上の科目)	—	—	7	10
			理学療法	5	3 (いずれか1以上の科目)	—	—	—
		音楽	10	—	—	—	—	—
		理容	10	—	—	—	—	—
		特殊技芸 美術 工芸 被服	10	—	—	—	—	—
特別支援学校自立教科教諭	二種免許状	理療	5	4	—	2	9	15
			理学療法	5	4	—	2	—
		音楽	5	4	—	2	4	10
		理容	5	—	—	—	—	—
		特殊技芸 美術 工芸 被服	5	4	—	2	4	10

- 備考
- 1 単位は、認定課程（前記7の(1)の備考1）によるほか、他の課程（免許法認定講習等）においても修得することができます。
 - 2 特殊教育に関する科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ視覚障害者に関する教育又は聴覚障害者に関する教育を中心とした科目について修得しなければなりません。（免許法施行規則 第64条第2項表備考第3号）
 - 3 「当該教科に関する科目」は、理療の免許教科にあっては理療に関する科目、音楽の免許教科にあっては音楽に関する科目、特殊技芸にあってはその免許教科（美術、工芸、被服）に係る教科に関する専門的事項に関する科目をいいます。
 - 4 在職年数は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ免許状に定められた教育領域の教員としての勤務年数でなければなりません。